

# 青少年の健全な育成に関する条例

## 青少年の健全な育成に関する条例(昭和41年大分県条例第40号)

- 第1章 総則(第1条-第11条)
- 第2章 青少年の健全な育成に関する施策(第12条-第16条)
- 第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備(第17条-第43条の2)
- 第4章 大分県青少年健全育成審議会(第44条)
- 第5章 雑則(第45条・第46条)
- 第6章 罰則(第47条-第49条)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の大綱を定めるとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

- 第2条 青少年は、良好な環境の中で、社会的に自立した個人として、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。
- 2 青少年の健全な育成については、家庭、地域、学校、職場等のすべての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。

#### (定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 青少年 18歳未満の者(他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く。)をいう。
  - 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主、児童福祉施設の長、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
  - 三 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
  - 四 深夜 午後11時から翌日の午前4時までをいう。
  - 五 凶書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。
  - 六 がん具類等 がん具類、刃物及び器具類をいう。

七 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

#### **（県民の責務）**

第4条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならない。

#### **（保護者等の責務）**

第5条 保護者は、青少年を健全に育成することがその義務であることを自覚して、青少年を監護し、及び教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### **（地域住民の責務）**

第6条 地域社会において、住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### **（学校、職場等の関係者の責務）**

第7条 学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、互いに連携し、その職務又は活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### **（事業者の責務）**

第8条 事業者は、県及び市町村が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、その事業活動により青少年の健全な成長を害しないように努めなければならない。

#### **（青少年の責務）**

第9条 青少年は、常に社会の構成員としての自覚と責任をもって行動するとともに、社会的に自立した個人として成長するように努めなければならない。

#### **（県の責務）**

第10条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協力して取り組むものとする。

#### **（条例の解釈適用）**

第11条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであって、いやしくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するような

ことがあつてはならない。

## 第2章 青少年の健全な育成に関する施策

### (施策の基本等)

第12条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関し、次に掲げる施策を総合的に調整し、計画的に推進するものとする。

- 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の育成に携わる指導者の養成及び確保
- 三 青少年の活動の場としての文化施設、体育施設その他の施設の整備
- 四 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
- 五 青少年の健全な育成に関する相談の実施
- 六 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たり、前項に掲げる施策に係る総合的な基本計画を策定し、これを公表するものとする。

3 基本計画は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保つとともに、市町村の行う青少年の健全な育成に関する施策及び関係機関の活動の実態を考慮して策定するものとする。

### (顕彰)

第13条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを顕彰することができる。

- 一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- 二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの

### (優良興行等の推奨)

第14条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ大分県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、審議会の意見を聞かないで前項の推奨をすることができる。

3 知事は、前項ただし書の規定により推奨をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第一項の推奨をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

### (家庭の日)

第15条 県民が青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日として、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

### (青少年の日)

第16条 県民が協力して青少年の健全な育成に関する活動を行う日として、毎月第三金曜日を青少年の日とする。

## 第3章 青少年の健全な育成のための環境の整備

### (深夜外出の制限)

第17条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

### (質受けの制限)

第18条 質屋営業法（昭和25年法律第158条）第1条第2項に規定する質屋は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、若しくは同意を得たと認められる場合又は真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (古物買受け等の制限)

第19条 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商又は金属くずの売買若しくは交換を業とする者は、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換（交換の委託を受けることを含む。）をしてはならない。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

### (有害興行の指定及び観覧の制限)

第20条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
  - 二 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの
  - 三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。

- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の指定について準用する。
- 4 興行場経営者又は興行を主催する者は、第2項の規定により指定された有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を、その興行を行う期間掲示し、その興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

#### (有害図書等の指定及び販売等の制限)

第21条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た映像若しくは音声でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。

- 2 知事は、図書等の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。
- 4 前条第1項第1号の規定に該当する図書等（第2項の規定により指定された図書等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。
  - 一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が合わせて10ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページ数の十分の一以上を占めるもの（当該刊行物の内容が主として読者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
  - 二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの（以下「記録媒体等」という。）であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて三分以上であるもの又は当該場面の数が十以上であるもの（当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）
- 5 図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等販売業者等」という。）は、第2項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等（以下「有害図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、間仕切り等によつて仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により、当該有害図書等を他の図書等（次条第2項の表示図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定

めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

- 9 前3項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。

#### **(表示図書等に係る努力義務)**

- 第21条の2 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理規程等により自主規制を行うもの又は自らが、第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。
- 2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等（有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。
- 3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するときは、当該表示図書等を他の図書等（有害図書等を除く。）と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

#### **(青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務)**

- 第22条 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又は青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用により、インターネットと接続する機能を有する機器を適切に管理し、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報（同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。
- 2 保護者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
- 3 インターネット接続役務提供事業者（環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とするものは、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その

他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

#### **(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)**

第22条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）を提供する契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。）を締結するに当たっては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認するとともに、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、当該青少年及びその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット契約の内容を変更する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

- 2 保護者は、前項本文の規定により説明書の交付を受けた場合において、環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により書面の提出を受けた場合は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日（当該青少年が他の法令により成年者と同一の能力を有することとなつた日を含む。）のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

#### **(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の保護者に対する説明等に係る勧告等)**

第22条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者が当該勧告に従わなかつたときは、住所、氏名又は名称及びその勧告内容を公表

することができる。

- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

#### (インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務)

第22条の4 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むものを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (インターネットの適切な利用に関する啓発等)

第22条の5 県は、インターネット接続役務提供事業者その他の者と連携し、青少年によるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

#### (有害がん具類等の指定及び販売等の制限)

第23条 何人も、がん具類等で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。

一 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあるもの

二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの

2 知事は、がん具類等が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害ながん具類等として指定することができる。

3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定について準用する。

4 第1項各号のいずれかに該当するがん具類等（第2項の規定により指定されたがん具類等を除く。）で、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類等とする。

一 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの

二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

5 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第2項の規定により指定されたがん具類等又は前項の規定に該当するがん具類等（以下「有害がん具類等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

#### (自動販売機等による有害図書等及び有害がん具類等の販売の制限等)

第24条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者及びこの者から図書等又はがん具類等を自動販売機等に収納することの委託を受けた者（以下「自動販売機等業者」という。）は、有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。



- 2 自動販売機等業者は、自動販売機等に収納されている図書等又はがん具類等について第21条第2項又は前条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又は当該がん具類等を撤去しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等が設置されている場合は、適用しない。
- 4 知事は、第1項の規定に違反した者又は第2項の規定に違反している者に対し、第21条第2項又は前条第2項の規定により指定された有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

#### (図書等及びがん具類等の自動販売機等への収納の制限)

第25条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、第20条第1項各号のいずれかに該当する図書等又は第23条第1項各号のいずれかに該当するがん具類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所については、この限りでない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- 二 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 三 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- 四 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- 五 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- 六 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

#### (自動販売機等の設置の届出等)

第26条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、図書等又はがん具類等（第23条第1項第2号に該当するものに限る。次項において同じ。）を収納する自動販売機等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置する日の15日前までに、自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機等を管理する者の住所、氏名及び電話番号
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項第2号の自動販売機等を管理する者は、当該自動販売機等の所在する市町村に住所を有し、常に連絡をとることができる者で、当該自動販売機等に収納している図書等又はがん具類等について第21条第2項又は第23条第2項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又はがん具類等を撤去することができるものでなければならない。

- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、15日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項を表示しなければならない。

#### **(有害広告物の掲示の制限)**

- 第27条 何人も、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物（以下「広告物」という。）でその内容が第20条第1項各号のいずれかに該当するものを掲示しないように努めなければならない。
- 2 知事は、広告物の内容が第20条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。
  - 3 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の命令について準用する。

#### **(宣伝文書等の掲示及び配置の制限)**

- 第28条 何人も、青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる内容で規則で定めるものを記載した文書、図画、その他の物品で広告又は宣伝の用に供されるもの（以下「宣伝文書等」という。）を電話ボックスその他の規則で定める場所に掲示し、又は配置してはならない。
- 2 知事は、前項に規定する宣伝文書等に係る営業を営む者又はその者から委託を受けた者が、同項の規定に違反して宣伝文書等を掲示し、又は配置している場合は、当該宣伝文書等に係る営業を営む者に対し、当該宣伝文書等の除去その他の必要な措置を命ずることができる。

#### **(青少年に対する利用カード等の販売等の禁止)**

- 第29条 何人も、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「ツーショットダイヤル等営業」という。）に関して提供する役務を利用するために必要な情報（電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号をいう。以下「利用情報」という。）若しくは利用情報を表示した文書その他の物品（以下「利用カード」という。）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示してはならない。

#### **(自動販売機への利用カードの収納の制限)**

- 第30条 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

#### (利用カードの自動販売機の設置の届出等)

第31条 前条ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、自動販売機を設置する日の15日前までに、自動販売機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機を管理する者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 三 自動販売機の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、15日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第1号及び第2号に規定する事項並びに青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならない。

#### (ツーショットダイヤル等営業及び利用カードの販売に係る広告物等の制限)

第32条 何人も、風適法第31条の13第1項及び風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項に規定する広告制限区域等（以下「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物を表示してはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合については、この限りでない。

2 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業に係る名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した宣伝文書等を頒布し、又は人の住居に配り、若しくは差し入れてはならない。ただし、風適法第31条の12第1項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の内部において宣伝文書等を頒布する場合については、この限りでない。

3 前二項の規定は、風適法第31条の13第1項又は風適法第31条の18第1項において準用する風適法第28条第5項の規定が適用される場合については、適用しない。

#### (警察職員の中止命令等)

第33条 警察官及び少年補導職員（以下「警察職員」という。）は前条第1項又は第2項の規定に違反する行為を現に行っている者に対し、その行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

#### (公安委員会の除却命令等)

第34条 公安委員会は、第32条第1項又は第2項の規定に違反する行為を行つた者（その者がツーショットダイヤル等営業を営む者又は利用カードの販売を業とする者（以下この条において「営業者」という。）の代理人、使用人その他の従業者であつて、その営業者の業務に関し当該違反行為を行つたときは、その営業者を含む。）に対し、当該違反行為に係る広告物の除却、宣伝文書等の配布の禁止その他必要な事項を命ずることができる。

#### (青少年のツーショットダイヤル等営業の利用の禁止)

第35条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に立ち入らせ、ツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、又は宣伝文書等を受け取らせないように努めなければならない。

#### (深夜遊技場等への立入りの禁止)

第36条 興行を主催する者又は客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの（以下「遊技業等」という。）を営む者（以下「遊技業者等」という。）は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 遊技業者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

#### (いん行又はわいせつ行為の禁止)

第37条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聞かせてはならない。

#### (有害行為のための場所の提供等の禁止)

第38条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為
- 二 とばく又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用
- 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に掲げる向精神薬をいう。以下同じ。）の不健全な使用
- 六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下「特定薬品等」という。）の不健全な使用

### **(非行助長行為の禁止)**

第39条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条、第17条、第20条、第25条の2、第68条若しくは第76条第4項の規定に違反する行為を行うように指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為を行うことを目的とする集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行うことを目的とする集団に加入することを強要し、若しくは勧誘し、若しくはこれらの行為を行うことを目的とする集団から脱退することを妨害してはならない。

### **(青少年への勧誘行為等の禁止)**

第39条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を買い受け、交換し、若しくは売却する委託を受け、又はこれらの行為に係る勧誘をすること。
- 二 接待飲食等営業（風適法第2条第1項第1号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。
- 三 性風俗関連特殊営業（風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

### **(入れ墨を施す行為等の禁止)**

第40条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

### **(家出等の疑いがある青少年の保護)**

第41条 何人も、保護者に同伴されず、かつ、その挙動その他周囲の事情から、明らかに家出した疑いがあり、又は自殺するおそれ若しくは何らかの犯罪の被害者となるおそれがあると認められる青少年を発見したときは、速やかに警察署、児童相談所、福祉事務所その他の関係機関（以下「警察署等関係機関」という。）に通知するように努めなければならない。

2 人を雇用しようとする者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業を営む者は、前項の青少年が雇用されることを申し込み、又は客として宿泊したときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に届け出なければならない。

### **(特定薬品等の販売等の制限)**

第42条 何人も、不健全に使用することを知つて青少年に特定薬品等を販売し、又は授与してはならない。

#### (酒類、たばこ販売に係る環境の整備)

- 第43条 酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類をいう。)又はたばこ(たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこをいう。)の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを入手できない環境の整備に自ら努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。
- 2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者(次項において「設置者等」という。)は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならない。
  - 3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機(成人識別装置(購入する者が成人であることを確認する機能を有する装置をいう。))を装備し、当該装置を常時作動させているたばこの自動販売機を除く。)による販売を午前5時から午後11時までとするように努めるものとする。

#### (保護者等への通知)

- 第43条の2 何人も、青少年が向精神薬又は特定薬品等を使用したことにより応急の救護を要すると認められる状態になっているのを知ったときは、速やかにその旨を警察署等関係機関に通知しなければならない。
- 2 何人も、次に掲げるときは、保護者又は警察署等関係機関に通知するよう努めなければならない。
    - 一 青少年の非行が行われ、又は行われるおそれがあると認めたとき。
    - 二 青少年が向精神薬又は特定薬品等を不健全に使用していると認めたとき。

### 第4章 大分県青少年健全育成審議会

#### (大分県青少年健全育成審議会)

- 第44条 次に掲げる事務を行うため、大分県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 一 第14条の規定による優良な興行等の推奨、第20条の規定による有害な興行の指定、第21条の規定による有害な図書等の指定及び第23条の規定による有害ながん具類等の指定について意見を述べること。
  - 二 その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。
- 2 審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する委員20人以内をもつて組織する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。
  - 5 審議会に、第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

## 第5章 雑 則

### (立入り、調査等)

- 第45条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。
- 2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。

### (施行規則)

- 第46条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰 則

### (罰則)

- 第47条 第37条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 第37条第2項又は第40条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 一 第21条第8項、第24条第4項、第27条第2項又は第28条第2項の規定による知事の命令に違反した者
  - 二 第33条の規定による警察職員の命令に違反した者
  - 三 第34条の規定による公安委員会の命令に違反した者
  - 四 第38条の規定に違反した者
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第20条第4項の規定に違反して有害興行を青少年に見せ、又は聞かせた者
  - 二 第21条第5項、第24条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第36条第1項又は第42条の規定に違反した者
  - 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第1号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者

- 四 第26条第1項又は第31条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第17条第2項、第18条、第19条、第39条第1項又は第39条の2の規定に違反した者
- 二 第20条第4項の規定による掲示をしなかつた者
- 三 第23条第5項の規定に違反して同条第1項第2号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者
- 四 第45条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定により資料の提出を求められた場合に、正当な理由がなくてこれに応ぜず、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をなした者
- 6 第17条第2項、第18条、第19条、第20条第4項、第21条第5項、第23条第5項、第29条、第36条第1項、第37条、第38条、第39条第1項、第39条の2、第40条又は第42条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項、第3項第4号、第4項第1号、第2号（第24条第1項若しくは第2項又は第30条の規定に係る部分を除く。）若しくは第3号又は前項第1号若しくは第3号の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

#### （両罰規定）

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

#### （青少年に対する免責）

第49条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年12月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 自動販売機により図書等を販売することを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機の使用を開始しているものは、この条例の施行の日から30日以内に、当該自動販売機について第11条の2第7項前段に規定する事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第11条の2第7項前段の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定(「第11条の2第5項」を「第11条第7項、第11条の2第5項」に改める部分は除く。)は、同年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機等を設置しているものは、

改正後の第11条の5第1項に規定する自動販売機等を設置しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。

- 3 前項の規定により届出をした者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から6月を経過する日までの間は、改正後の第11条の4の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の際現にツーショットダイヤル等営業を営んでいる者については、改正後の第12条の2第1項に規定するツーショットダイヤル等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「営業を開始する日の30日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 5 前項の規定により届出をした者で改正後の第12条の3第1項に規定する区域内でツーショットダイヤル等営業を営んでいるものの当該ツーショットダイヤル等営業については、施行日から2年を経過する日までの間は、同項の規定は適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の第12条の6第1項に規定する利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「設置する日の15日前までに」とあるのは、「平成8年7月31日までに」とする。
- 7 前項の規定により届出をした者については、改正後の第12条の3第1項に規定する区域内で利用カードを販売している場合は施行日から6月を経過する日までの間、同項の区域の外で利用カードを販売している場合は施行日から5年を経過する日までの間は、改正後の第12条の5の規定は適用しない。
- 8 この条例の施行の際現に表示されている広告物については、施行日から3月を経過する日までの間は、改正後の第12条の7第1項の規定は適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年のための環境浄化に関する条例第12条の6第1項の規定により届け出て自動販売機により利用カードを販売している者については、改正後の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条の4第1項の規定による届出をした者とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に表示されているツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所に係る広告物については、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間は、改正後の条例第12条の5第1項の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第11条の3第3項の改正規定及び第12条の3の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大分県青少年問題協議会設置条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 大分県青少年問題協議会設置条例（昭和28年大分県条例第77号）
- 二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例（平成13年大分県条例第41号）

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。